

# 令和7年9月11日豪雨災害で床上浸水された 65歳以上の方の介護保険料が減免されます

令和7年9月11日豪雨災害で家屋が浸水被害にあわれた皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

下記の要件に該当する方については、区の施策により、大田区介護保険料の減免が受けられます。

減免を受けるには、期限内に申請書一式を提出する必要があります。

## 1 対象者

次の(1)～(4)の要件を満たす方

- (1) 大田区介護保険第1号被保険者(65歳以上)である。
- (2) 令和7年9月11日の住民票住所に居住し、この住家が令和7年9月11日豪雨による被害が「床上浸水」以上である。(り災証明書の浸水区分が「床上浸水」以上が対象)  
ただし、居住していた場所がり災していない場合は対象外とする。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。(合計所得金額から長期・短期譲渡所得に係る特別控除を控除した後の金額を用います。)
- (4) 生活保護受給者ではない。

## 2 対象となる保険料、減免金額

令和7年9月から11月相当分(3か月分)の大田区介護保険料を免除

## 3 申請に必要なもの

- ① 介護保険料減額・免除申請書
- ② り災証明書の写し(床上浸水以上)
- ③ 介護保険料還付口座登録届書(還付口座登録のない方)

## 4 申請期限

**令和8年3月31日(火)まで (必着)**

## 5 申請場所

大田区役所 介護保険課(郵送可) 本庁舎3階13番

## 6 問い合わせ先

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

大田区役所 介護保険課 資格・保険料担当

電話 03-5744-1491 FAX 03-5744-1551